

質問第三号

「私人」にして「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年一月二十日

有田芳生

参議院議長 山東昭子 殿



「私人」にして「公務の遂行を補助する」内閣総理大臣夫人に関する質問主意書

私が提出した「内閣総理大臣夫人の法的地位と権限に関する質問主意書」（第二百回国会質問第九二号）に対する答弁書（内閣参質二〇〇第九二号。以下「前回答弁書」とする）では「範囲が明らかでない」から答えられないなどとする内容がありましたので再度伺います。

一 安倍昭恵総理夫人が「公務の遂行を補助する」役割を果たしたのは、「桜を見る会」、「宮中晩餐会」、「園遊会」以外にどんな行事があるのですか。第二次安倍政権が発足してからいままで、すべての行事をお示しくください。

二 前回答弁書において、政府は「公用車」の使用について「意味するところが明らかではない」と回答しました。では、政府は「公用車」をどのように定義しているのですか。税金で購入し、政府が雇用する運転手によって、公務の遂行あるいは公務の遂行を補助する者に対して使用される自動車ではないのですか。曖昧でない定義を明確にお示しくください。

三 前記一で質問したすべての行事において、総理大臣夫人に対して、日当、交通費、食事代は支払われましたか。支払われたなら第二次安倍政権が発足してからいままで、年度ごとの行事名、費目及び支払われ

た金額をお示しく下さい。さらに「公務の遂行を補助」するとして総理大臣夫人が出席したあらゆる行事について、前記二で定義した「公用車」が何度使用されたのかを、第二次安倍政権が発足してからいままです、年度ごと行事別にその回数をお示しく下さい。

右質問する。